

令和8年度 消費者行政の概要

(令和7年度の実施結果)

岡山市消費生活センター

目次

I	消費生活センターの概要	
1	沿革	… 2
2	組織	… 4
II	事業概要と事業実績(令和7年度)	
1	消費生活相談	… 6
2	岡山市消費者教育推進地域協議会	… 11
3	消費者教育の推進	
	(1) 消費者教育担い手育成事業	
	ア 学校教員向け研修会	… 12
	イ 公民館職員向け研修会	… 12
	ウ 市民向け講習会(消費生活サポーター育成講座)	… 13
	エ 消費生活サポーター制度	… 14
	(2) 消費者安全確保地域協議会	… 15
	(3) 消費者啓発事業	
	ア ラジオCM放送による消費者被害防止啓発	… 16
	イ 新聞広告によるエシカル消費啓発	… 16
	ウ 消費生活出前講座	… 17
	エ 消費生活出前授業等	… 17
	オ 消費生活情報の発信	… 18
	カ 集客イベントを活用した啓発	… 19
4	消費者団体との連携	… 20
5	事業者への指導	… 21
6	計量検査事務	
	(1) 沿革	… 22
	(2) 特定計量器定期検査事業	… 23
	(3) 立入検査事業	
	ア 商品量目立入検査	… 26
	イ 計量器の立入検査	… 27
	(4) 試買検査	… 28
	(5) 計量思想普及啓発事業	… 29

I 消費生活センターの概要

1 沿革

2 組織

1 沿革 (R8.4.1現在)

S41. 5	企画部	企 画 課	消費者行政係
S42. 7	企画室	企 画 課	消費者行政係
S48. 4	企画局	企画調整課	消費者行政係
S49. 4	企画局	消費生活課	調査係 指導係
S51. 4	民政局	市民生活部	消費生活課
			調査係 指導係
S59. 4	民政局	市民生活部	消費生活課
			調査係 指導係 計量検査所
H 6. 4	総務局	生活文化部	生活文化課
	※職員による相談解決に着手(県センター等他機関紹介のみ)		管理係 文化行政係 消費生活係 計量検査所 岡山市民会館 西大寺市民会館 福祉文化会館
H 9. 4	総務局	市民生活部	市民生活課
	※相談員を配置し消費生活相談の斡旋・解決を開始。		管理係 消費生活係 計量検査所 岡山市民会館 西大寺市民会館 福祉文化会館
H11. 5	総務局	市民生活部	生活・交通安全課
	※市民生活課・交通安全対策課の統合。		市民生活係 計量検査所 交通安全対策係 自転車対策係 岡山市民会館 西大寺市民会館 福祉文化会館
H13. 4	市民局	市民協働部	生活安全課
	※平成13年12月からPIO-NETに接続開始。		生活安全係 計量検査所 町名住居表示係 交通安全室 西大寺市民会館 福祉文化会館

H18. 4 市民局 生活安全課
 ※「部」の廃止。
 ※消費生活相談業務が生活安全課から市民みんなの相談室に移管。

生活安全係
計量検査所
町名住居表示係
交通安全室
福祉文化会館

市民みんなの相談室

消費生活相談

H20. 4 市民局 生活安全課
 ※消費生活相談業務が市民みんなの相談室から生活安全課に移管。

生活安全係
計量検査所
町名住居表示係
交通安全室
福祉文化会館

H21. 4 市民局 生活安全課
 ※生活安全係と計量検査所を統合し消費生活センターを設置。

消費生活センター
交通安全室
墓地管理係

H27. 4 市民生活局 生活安全課
 ※市民局が市民生活局と市民協働局に分割・再編。

消費生活センター
交通安全防犯室
墓地管理係

H29. 4 市民生活局 生活安全課

消費生活センター
交通安全防犯室
墓地管理係
東山斎場
斎場整備推進室

H30. 4 市民生活局 市民生活部 生活安全課
 ※「部」の設置

消費生活センター
交通安全防犯室
墓地管理係
東山斎場
斎場整備推進室

R4. 4 市民生活局 市民生活部 生活安全課

消費生活センター
交通安全防犯室
墓地・斎場係
維持係
東山斎場

R7. 4～ 市民協働局 市民生活部 生活安全課
 ※市民生活局がスポーツ文化局と市民協働局に分割・再編。

消費生活センター
交通安全防犯室
墓地・斎場係
維持係
東山斎場

2 組 織

生活安全課(R8.4.1現在)

参事(生活安全課長事務取扱) 1

消費生活センター担当課長 1

消費生活センター

所長 1(消費生活センター担当課長事務取扱)

消費生活担当係長 1

主査(再任用) 2 ※消費者教育推進員

主任 1

主事 1

会計年度任用職員 7 (消費生活相談員 6)
(事務員 1)

交通安全防犯室

墓地・斎場係

維持係

東山斎場

Ⅱ 事業概要と実績 (令和7年度)

- 1 消費生活相談
- 2 岡山市消費者教育推進地域協議会
- 3 消費者教育の推進
- 4 消費者団体との連携
- 5 事業者への指導
- 6 計量検査事務

1 消費生活相談

市民が日常生活において遭遇する悪質商法、架空請求、多重債務等の契約上のトラブルについて相談を受け付けるため、相談窓口を設置し、専門の消費生活相談員が助言や専門機関の紹介など、トラブル解決に向けた支援を行っている。

(1) 相談件数の推移

(単位:件)

年度	R5	R6	R7
件数	4,500	4,526	4,954

(2) 契約当事者の年齢別相談件数

(単位:件)

年度 年齢	R5	R6		R7	
				構成比	対前年比
20歳未満 (うち18～19歳)	127 (56)	89 (42)	102 (52)	2.1% (0.9%)	114.6% (75.0%)
20歳代	386	334	417	8.4%	124.9%
30歳代	342	319	349	7.0%	109.4%
40歳代	403	382	495	10.0%	129.6%
50歳代	611	647	685	13.8%	105.9%
60歳代	694	635	741	15.0%	116.7%
70歳以上	1,325	1,461	1,542	31.1%	105.5%
不 明	612	659	623	12.6%	94.5%
計	4,500	4,526	4,954	100.0%	109.5%

(3) 契約当事者の職業別相談件数

(単位:件)

職業 \ 年度	R5	R6		R7	
				構成比	対前年比
給与	1,670	1,606	1,779	35.9%	110.8%
自営・自由業	110	144	150	3.0%	104.2%
家事従事者	714	738	833	16.8%	112.9%
学生	192	134	176	3.6%	131.3%
無職	1,322	1,376	1,483	29.9%	107.8%
団体	141	86	111	2.2%	129.1%
その他・不明	351	442	422	8.5%	95.5%
計	4,500	4,526	4,954	100.0%	109.5%

(4) 販売購入形態別相談件数

(単位:件)

区分 \ 年度	R5	R6		R7	
				構成比	対前年比
店舗購入	923	851	902	18.2%	106.0%
訪問販売	191	222	230	4.6%	103.6%
通信販売	1,532	1,497	1,765	35.6%	117.9%
マルチ・マルチまがい取引	20	25	30	0.6%	120.0%
電話勧誘販売	230	225	274	5.5%	121.8%
ネガティブオプション	20	26	8	0.2%	30.8%
訪問購入	48	39	24	0.5%	61.5%
その他無店舗販売	28	21	42	0.8%	200.0%
不明・無関係	1,508	1,620	1,679	33.9%	103.6%
計	4,500	4,526	4,954	100.0%	109.5%

(5) 相談状況(商品・役務別)件数

(単位:件)

年度		R5	R6	R7		
区分				構成比	対前年比	
A	商品一般	641	663	714	14.4%	107.7%
B	食料品	285	348	343	6.9%	98.6%
C	住居品	172	174	184	3.7%	105.7%
D	光熱水品	59	94	103	2.1%	109.6%
E	被服品	240	205	281	5.7%	137.1%
F	保健衛生品	386	440	438	8.8%	99.5%
G	教養娯楽品	290	241	303	6.1%	125.7%
H	車両・乗り物	128	90	93	1.9%	103.3%
I	土地・建物・設備	92	111	133	2.7%	119.8%
J	他の商品	13	11	7	0.1%	63.6%
K	クリーニング	9	14	11	0.2%	78.6%
L	レンタル・リース・貸借	267	209	263	5.3%	125.8%
M	工事・建築・加工	115	138	110	2.2%	79.7%
N	修理・補修	67	95	91	1.8%	95.8%
O	管理・保管	6	3	11	0.2%	366.7%
P	役務一般	63	39	37	0.7%	94.9%
Q	金融・保険サービス	269	254	291	5.9%	114.6%
R	運輸・通信サービス	378	476	476	9.6%	100.0%
S	教育サービス	13	13	9	0.2%	69.2%
T	教養・娯楽サービス※	282	258	284	5.7%	110.1%
U	保健・福祉サービス	269	244	293	5.9%	120.1%
V	他の役務	234	221	269	5.4%	121.7%
W	内職・副業・ねずみ講	41	44	76	1.5%	172.7%
X	他の行政サービス	39	28	36	0.7%	128.6%
Z	他の相談	142	113	98	2.0%	86.7%
計		4,500	4,526	4,954	100.0%	109.5%

(6) 相談状況(内容別)件数

(単位:件)

区分 \ 年度	R5	R6	R7	R7	
				構成比	対前年比
安全・衛生	113	101	109	1.4%	107.9%
品質・機能 役務品質	382	350	376	4.8%	107.4%
法規・基準	46	43	52	0.7%	120.9%
価格・料金	112	83	58	0.7%	69.9%
計量・量目	3	4	3	0.04%	75.0%
表示・広告	88	76	71	0.9%	93.4%
販売方法	2,354	2,451	2,842	36.5%	116.0%
契約・解約	3,546	3,522	3,891	50.0%	110.5%
接客対応	364	327	340	4.4%	104.0%
包装・容器	2	2	1	0.01%	50.0%
施設・設備	5	3	8	0.1%	266.7%
買物相談	14	17	4	0.1%	23.5%
生活知識	7	12	6	0.1%	50.0%
その他	29	20	20	0.3%	100.0%
計	7,065	7,011	7,781	100.0%	111.0%

*(6)の合計値が(1)から(5)に記した合計値と異なるのは、1つの相談内容が複数の区分に該当する場合があるため。

(7) 契約当事者 年代別商品・役務件数(上位5位)

順位	17歳以下	件数	18～19歳	件数	20歳代	件数	30歳代	件数
1	他の教養・娯楽	24	理美容	9	理美容	53	集合住宅	30
2	健康食品	5	商品一般	8	集合住宅	38	商品一般	27
3	紳士・婦人洋服		健康食品	7	商品一般	28	理美容	22
4	化粧品	3	・電気 ・集合住宅 ・役務その他	3	役務その他		役務その他	17
5	戸建住宅	2			内職・副業	21	内職・副業	
順位	40歳代	件数	50歳代	件数	60歳代	件数	70歳以上	件数
1	商品一般	48	商品一般	66	商品一般	110	商品一般	316
2	集合住宅	41	化粧品	61	化粧品	96	化粧品	102
3	化粧品	29	集合住宅	37	紳士・婦人洋服	36	電報・固定電話	88
4	役務その他	21	戸建住宅	32	インターネット 通信サービス	32	健康食品	84
5	戸建住宅	20	健康食品	30	健康食品	31	移動通信サービス	57

2 岡山市消費者教育推進地域協議会

設置目的	岡山市の消費者教育を総合的、体制的かつ効果的に推進するために、関係機関等の意見や見解を求める場として、消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)第20条第1項に基づき、平成29年7月1日に「岡山市消費者教育推進地域協議会」を市条例にて設置。
内 容	委員12名で構成され、以下の事務を所掌。 (1) 本市の区域における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して協議会の委員相互の情報の交換及び調整を行うこと。 (2) 岡山市消費者教育推進計画の作成又は変更に関して意見を述べること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、消費者教育の推進に関し、市長が必要と認める事務。

回	開催月日	主な内容
第1回	令和7年7月30日	(1) 令和6年度 消費生活相談の概要について (2) 令和6年度 岡山市消費生活センターの取組状況について
第2回	令和8年1月27日	(1) 令和7年度 上半期の消費生活相談の概要について (2) 各委員による専門分野からのご提言(3名)

3 消費者教育の推進

(1) 消費者教育担い手育成事業

趣旨等	市民の消費者力の向上につながるよう、学校教員、公民館職員及び市民において、それぞれの場の特性に配慮した消費者教育を担うことができ、また、地域のつなぎとして主体的に活躍できる人材の育成を図る。
-----	---

ア 学校教員向け研修会

- ① 目的 教職員も消費者市民社会の担い手として「かしこい消費者」になるための基礎知識を習得し、児童、生徒、若者における消費者トラブルの事例を通して知識と理解を深め、生徒指導として、児童・生徒の消費者トラブル回避のための実践的指導力を養う。
- ② 実施日時 令和7年7月10日(木)～ 令和7年9月30日(火)
- ③ 実施会場 岡山市立小・中学校及び義務教育学校(オンデマンド配信による受講)
- ④ 研修テーマ 「非認知能力の視点から見た消費者教育」について
- ⑤ 参加者 岡山市立小・中学校教職員(アンケート回収数 202件)
- ⑥ 講師 All HEROs合同会社代表(IPU環太平洋大学特命教授) 中山 芳一氏
- ⑦ 内容 オンデマンド配信により期間を指定し自由に視聴できる形態で実施。(各30分程度)
 - ・教師のための「非認知能力」の育て方
 - ・非認知能力と認知能力を育て主体的な消費者へ

イ 公民館職員向け研修会

- ① 目的 自身の消費者力の向上と、地域の中で消費生活に関する啓発や見守り役を担うため、地域住民から寄せられるスマホやインターネットに関連した契約トラブルの解決方法や対処方法の相談に対応するために必要な基礎的知識と方法を身に付ける。
- ② 実施日時 令和8年3月17日(火) 14:10～14:45
- ③ 実施会場 西川アイプラザ 4階会議室
- ④ 研修テーマ スマホ・インターネット関連の消費者トラブルと対処法
- ⑤ 参加者 公民館職員 43名
- ⑥ 講師 岡山市消費生活サポーター(元岡山市消費生活相談員) 森谷 和信氏
- ⑦ 内容 (講義)
 - ・契約クイズを通して消費生活に関する契約の基礎を身に付ける。
 - ・定期購入トラブルやネット通販トラブルなどの事例と対処法を理解する。
 - ・配慮が必要な消費者のサポートについて理解する。

ウ 市民向け講習会(消費生活サポーター育成講座)

- ① 趣旨・目的 市民を対象として、消費生活に関する地域の見守りや、消費生活センターと協働した啓発活動を行うための人材を育成するため、消費生活相談や消費者教育及び啓発に必要な基礎知識を学ぶことができる講座を行う。
- ② 実施日時 【基礎講座】 令和7年12月16日(火) 13:00～16:30
 【選択講座A・B】 令和7年12月17日(水) 10:30～12:00/13:00～14:30
 【選択講座C・D】 令和7年12月18日(木) 10:30～12:00/13:00～14:30
- ③ 実施会場 岡山国際交流センター(北区奉還町二丁目2番1号)

④ 講座内容及び講師	実施日	内容
	令和7年 12月16日	テーマ①「消費者トラブルに巻き込まれないために」 講師:(一社)刑事事象解析研究所 代表理事 森 雅人氏 テーマ②「高齢者に多い消費者トラブル」 講師:(公財)関西消費者協会 消費生活相談員 山田 知香氏
	令和7年 12月17日	選択A「デジタル社会の防犯対策」 講師:(一社)刑事事象解析研究所 代表理事 森 雅人氏 選択B「金融リテラシーを身に付けよう」 講師:三井住友海上あいおい生命保険株式会社 中国LC支社 福田 康志氏
	令和7年 12月18日	選択C「最新の消費者トラブル対処法」 講師:(一社)刑事事象解析研究所 代表理事 森 雅人氏 選択D「エシカル消費」 講師:消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク(SSRC) 共同代表幹事 山岡 万里子氏

- ⑤ 参加者 基礎講座 46名
 選択講座(合計) 73名

- ⑥ 備考 修了者46名のうち、14名が
 「岡山市消費生活サポーター」として登録した。

エ 消費生活サポーター制度

① 趣旨・目的 消費者教育の担い手として、一定の基礎知識を身につけた市民の方を対象に、希望者を「消費生活サポーター」として登録し、消費者被害の防止やエシカル消費の啓発など、各地域において自主的な活動を実施するための体制の整備や支援を行う。

② 活動内容

- ・【伝える】地域での啓発・情報発信
- ・【つなぐ】見守り・聴く
- ・【まなぶ】消費生活関連情報の収集(自己研鑽)
- ・【つくる】掲示物等の作成
- ・【手伝う】センター等のイベントのサポート など



③ 登録者数 125名 (※令和8年3月末時点)

④ 令和7年4月～12月の活動報告
※一部抜粋

活動日時	活動場所	活動内容			
		番号	1 伝える 4 つくる	2 見守る・つなぐ・聴く 5 手伝う	3 学ぶ
令和7年4月25日 14:00～15:30	ほっとプラザ 大供4階和室	3	「消費生活サポーターのつどい」参加		
令和7年5月21日 11:30～12:30	岡山市役所1階 市民ホール	1・5	令和7年度「消費者啓発パネル展」での啓発活動		
令和7年5月23日 13:30～15:00	きらめきプラザ 4階401会議室	3	岡山県消費生活センター第1回消費生活講座受講		
令和7年5月24日 令和7年5月25日	北公民館	1	学区老人クラブ連合会主催の展示会で啓発チラシ等を配布		
令和7年6月7日	書道教室	2	ステッカー配布(30枚)		
令和7年8月30日 18:30～	北公民館	1・3	消費生活座談会・参加型		
令和7年9月8日 9:30～12:00	富山公民館	1・2	学区婦人会定例会後に公民館へリーフレットの設置		
令和7年10月4日 21:00～21:00	パソコンメール 送信	1	インターネットによる詐欺(まがい)商法に気を付けなければならないことの紹介		
令和7年10月26日 10:15～12:30	操山公民館	1	「物価高に立ちむかう！家事と家計のポイント教室」 元気に暮らすための食費、年金生活など講習会		
令和7年11月24日 11:00～12:30	富山小学校体育館	1・2	三世代交流事業時にリーフレットの配布と呼びかけ		
令和7年12月7日 13:00～14:00	シゲトアアリーナ	5	「トライフープ岡山」のホームゲームイベントでの啓発の手伝い		
令和7年12月16日 13:00～16:30	岡山国際交流センター 8階イベントホール	3	消費生活サポーター育成講座基礎講座受講		
令和7年12月17日 16:00～17:00	町内会集会所	1	町内会シニア部役員会の時に令和8年消費者啓発カレンダーを4部配布		
令和7年12月20日 18:00～20:00	マンション 集会場	1	管理組合理事会の時に令和8年消費者啓発カレンダーを8部配布		

(2) 消費者安全確保地域協議会

経過と本市における方針	本市では、市内の小学校単位(96カ所)を基本に地域の安全・安心を守るために組織されている「安全・安心ネットワーク」を対象として、活発な見守り活動が行われかつ地元理解が得られた学区から順次、規約改正により消費者安全確保地域協議会(消費者見守りネットワーク)への移行を進めている。
協議会の構成員の活動内容	ネットワーク構成員間(地域関係団体:小学校、町内会、PTA、民生委員・児童委員、愛育委員、栄養委員、老人クラブ等)で必要な情報交換を定期的に行い、消費生活上特に配慮を要する消費者(高齢者、障害者等)に対し、見守り活動等において接触を図りながら、状況に応じた働きかけを実施している。

設置済み学区(団体名)	五城学区安全・安心ネットワーク	福渡学区安全・安心ネットワーク	御津南学区安全・安心ネットワーク	御津学区安全・安心ネットワーク
規約改正時期	平成28年9月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月
各団体における主な活動	・消費者被害防止等のための高齢者の自宅訪問 ・消費者被害防止のほか交通安全、防災、福祉、環境美化、健康づくりのための個別訪問、街頭指導や啓発等	・消費者被害防止のための高齢者の自宅訪問 ・消費生活センターによる説明会 ・消費者被害防止のほか交通安全、防災、福祉、環境美化、健康づくりのための個別訪問、小学校と連携した街頭指導や啓発等	・消費者被害防止等のための高齢者の自宅訪問 ・消費生活センターによる説明会 ・消費者被害防止のほか交通安全、防災、福祉、環境美化、健康づくりのための個別訪問、小学校と連携した街頭指導や啓発等	・消費生活センターによる説明会 ・消費者被害防止のほか交通安全、防災、環境美化、小学校と連携した街頭指導や啓発等

(3) 消費者啓発事業

趣旨等	消費者市民社会の構築に向け、消費者力を強化し、消費者被害を未然に防止するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため、自主的かつ合理的に行動することができるよう、各世代のライフステージに応じ、マスメディアや出前講座、各種イベント実施等、適切な手法の事業を組み合わせることにより、市民に幅広く働きかける。
-----	---

ア ラジオCM放送による消費者被害防止啓発

- ① 目的 令和6年度に市民から募集した消費者トラブル防止啓発に繋がるあいうえお作文を活用したラジオCMを放送し、消費者トラブルに関して広く市民に対する周知・啓発を行うとともに、消費者被害の未然防止と拡大防止を図る。
- ② 放送期間 令和7年5月7日(水)～令和7年6月30日(月)
- ③ 放送局 岡山シティFM(レディオMOMO)
- ④ 聴取可能人口 約100万人(聴取エリア:岡山市域他周辺自治体の一部)
- ⑤ 内容 定期購入や点検商法等、トラブルの多い事例をテーマとした消費者被害防止につながる6種のあいうえお作文
(令和6年度募集作品の中から6種を採用)
- ⑥ 放送回数 各テーマ15回(全90回)

イ 新聞広告によるエシカル消費啓発

- ① 目的 SDGsにつながる人や社会、環境に配慮した「エシカル消費」の推進を強化するため、新聞広告紙面を活用し、広く市民に周知・啓発を図る。
- ② 掲載日 ・令和7年8月31日 ・令和7年9月28日 ・令和7年10月26日
・令和7年11月30日 ・令和7年12月28日 ・令和8年1月25日
- ③ 掲載新聞 山陽新聞(朝刊)
- ④ テーマ
 - ・ エシカル消費とは？
 - ・ 余った食品を寄付する「フードドライブ」してみませんか？
 - ・ 地域で生産した食材を地域で消費する「地産地消」を心掛けてみませんか？
 - ・ 福祉施設で作られた商品を選んで「障害者の自立」を応援しませんか？
 - ・ STOP!!カスハラ ～思いやりの消費を目指して～
 - ・ STOP!!カスハラ ～その行動、過激じゃない？～



ウ 消費生活出前講座

- ① 内容 各地域の5人以上からなる団体やグループ等からの依頼に基づき、消費生活センター職員を講師として派遣し、悪質商法の手口や相談事例の紹介、ロールプレイング等の体験を交えながら被害に遭わないための心得等を伝える講座を実施。

② 実績

対象	実施回数	受講者数	主な講座タイトル
配慮を要する消費者 (高齢者等)	28	465	・消費者トラブルにあわないために
上記の支援者 (民生委員等)	3	243	・悪質商法等のトラブルと対処法
公民館等主催講座	4	66	・高齢者に多いトラブルを知って地域の 見守り力を高めよう
その他	5	253	・悪質業者の視点～一人で悩まず消費生 活センターに相談してください～
計	40	1027	

③ 派遣講師

消費生活相談員及び消費者教育推進員

エ 消費生活出前授業等

- ① 内容 小学生～大学生等を対象として、消費生活センター相談窓口の周知及び消費者被害防止のため、またエシカル消費の出前授業や啓発資料の提供により、学校園における授業等を支援。

② 実績

対象	実施回数	受講者数	主な授業内容
小学生	9	138	・消費生活センターの紹介 ・「みんなハッピー！エシカル消費」教室
中学生	1	11	・「一緒に考えよう！お金とインターネットの使い方」教室
高校生	1	150	・「食中毒って何？めざせ！手洗いマスター」教室
大学生	3	408	・中高生、若者に多いトラブル事例と対策 法の紹介
計	14	707	・エシカル消費 ・カスタマーハラスメント

(啓発資料提供)

対象	提供校数(のべ)	主な提供資料
小学校	1056	<リーフレット> 「考えよう！私たちの消費生活」 「消費者トラブルあれこれ若者編」 「気を付けて！悪質業者は若者を狙っています！」など ※大学等の提供校数は、メールでの消費者庁などの情報提供数を含む。(大学5校 約2,200通送信) ※小・中学校の提供校数は、毎月1回発行の「消費生活情報おかやま」の提供数を含む。
中学校	450	
高等学校	0	
大学等	11	
計	1517	

オ 消費生活情報の配信

●ピチピチ 消費生活だより

- ① 内容 悪質商法被害やトラブル予防に役立つ情報など、消費生活センターに寄せられた相談事例に基づいた新鮮で身近な消費生活情報を毎月1回刊行している。
- ② 配信方法 ・市ホームページへの掲載
・市公式LINEやSNS等による配信
・市役所全庁掲示板(市職員向け)への掲載
・電子メールによる定期配信(高齢者支援部署および社会福祉協議会等関係機関)
・関係各課及び関係団体、消費者安全確保地域協議会へ紙媒体での配布
- ③ 配信実績

刊行年月	タイトル(内容)
令和7年4月	「定期縛りなし」は回数縛りのない定期購入
5月	重要なお知らせ？ フィッシング詐欺に注意！
6月	払い戻しできない？ 回数券の購入は慎重に！
7月	警察を名乗る電話？ 信用する前に要確認！
8月	リチウムイオン電池 膨張・発火に要注意！
9月	「屋根瓦がずれています」突然の修理の勧めに注意！
10月	「スキマ時間で稼げます」そんなうまい話はありません！
11月	「不用品を買い取ります」本当の目的は貴金属！
12月	「海産物はいりませんか？」電話での強引な勧誘に注意！
令和8年1月	「通話料金が安くなります」変更のつもりが新規契約に！
2月	退去時の高額な原状回復費用トラブル
3月	携帯電話ショップでの不要なオプションに注意！



●その他の配信

配信年月	内容	配信方法		
		市HP	X (旧twitter)	LINE
令和7年11月	岡山市消費生活サポーター育成講座の受講生募集	○	○	○

カ 集客イベントを活用した啓発

●令和7年度トライフープ岡山「岡山市民デー」における啓発活動

① 内容 消費生活センターの周知や消費生活に関する情報を幅広く啓発するため、地元スポーツクラブのホームゲームイベントなど、幅広い年代の市民が集う集客性の高いイベントに出展し、チラシ等他の啓発品と共にグッズの配布を行う。

② 実施日時 令和7年12月7日(日)11:30～14:05

③ 実施場所 シゲトアリーナ岡山（北区いずみ町）

- ④ 啓発内容
- ・消費生活センター業務の紹介
 - ・エシカル消費周知啓発
 - ・カスタマーハラスメントの周知啓発
 - ・「ピチピチ消費生活だより」の周知



④啓発(配布)資材

- ・エシカル消費啓発冊子
- ・消費者トラブル防止啓発チラシ「こんな時は迷わず岡山市消費生活センターへ」
- ・消費者被害防止啓発カレンダー
- ・カスタマーハラスメント防止啓発定規



⑤啓発資材配布数

296セット



カスタマーハラスメント防止啓発定規

号外

ピチピチ 消費生活だより

今和6年5月号外

こんにちは！岡山市消費生活センターです。
皆さんは、「カスタマーハラスメント(かすはら)」についてご存知ですか？
今回は、「かすはら」についての情報をお届けしたいと思います。気持ちよく過ごしていくために、思いやりの消費を目指しましょう。

「カスタマーハラスメント」とは？

カスタマーハラスメントとは、顧客など(行政・介護・学校現場など)においてサービスを受ける者(含む)からのクレーム・言動のうち、主張内容等や主張方法に問題があるものなどが考えられます。

①主張内容等に問題があるもの

- ・サービス自体に問題がないものについての要求・クレーム
- ・要求やクレームの内容が、商品・サービスの内容と関係がないもの。

②主張方法等に問題があるもの

- ・暴行、傷害など、身体的な攻撃
- ・暴言、脅迫など、精神的な攻撃
- ・大声、ものをたたくなど、威圧的な言動
- ・繰り返しなど、しつこい言動
- ・帰らない、居座るなど、拘束的な言動

「カスハラ」の加害者にならないために

①一呼吸、置こう！
「怒り」に任せた発言は逆効果です。相手も同じ「人」として尊重しましょう！

②意見をきちんと相手に伝えるための3つのポイント

- ①「何をしたいのか」「何を求めているのか」を「明確に」そして、「理由」を丁寧に伝えよう！
- ②「何がしたいのか」「何を求めているのか」が、それは「なぜか」を明確に丁寧に伝えることが重要です。

③事業者の説明も聴こう！
一方的に主張するのはなく、相手の説明も聴きましょう。

「おかしいな」「困ったな」と思ったら、気軽に相談ください。

岡山市消費生活センター
相談専用：☎(086)803-1109
受付時間：月～金曜日 9時～16時
(祝日・年末年始は休む)

消費生活相談
フォームによる
相談は
こちらから→

消費生活センターでは 皆様からの相談を 受け付けています

消費生活センターとは？

地方公共団体が設置する「消費者のための相談支援を行う機関」です。
消費生活が「消費者の権利保護」による救済など、消費生活に関する活動に力を入れています。消費生活に関する相談や苦情の受付、消費者の被害防止の活動と内上では様々な相談支援を行っています。

相談できる主な内容

契約の取扱いに関するトラブル

「消費生活」の被害に悩んでいる方、契約や内容に不安な点がある方などの相談に応じます。

- 「何でこんなことになったの？」と疑問に思っている方、相談してください。
- 「契約内容がわからない」「契約内容が複雑でわからない」「契約内容がわからない」「契約内容がわからない」など、契約内容がわからない方、相談してください。
- 「契約内容がわからない」「契約内容が複雑でわからない」「契約内容がわからない」「契約内容がわからない」など、契約内容がわからない方、相談してください。

このような対応をお願いします

「困ったな」「おかしいな」と思ったら、すぐに相談を！

岡山市消費生活センター
(岡山市役所本庁舎2階)
受付日時 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始は休む)
9:00～16:00
受付方法 電話または来所
☎086-803-1109

新鮮で身近な消費者トラブルなどの情報をお届けしています！

「ピチピチ消費生活だより」 快読！

消費生活だより

展示パネル

4 消費者団体との連携

趣旨等	消費者意識の高揚と賢く行動する消費者としての各種実践活動を行っている団体との連携にて、消費生活に関する調査・研究、啓発活動等を行うことにより、地域における消費生活の安定と向上を図る。
連携団体名	岡山市消費生活研究協議会
実施事業	(1)消費生活に関する講習会・研修会及び見学会等の開催 (2)消費生活に関する調査研究 (3)物価問題に関する調査研究及び活動 (4)省資源、省エネルギー等消費節約に関する事業 (5)その他消費生活に関する必要な事業
令和7年度 連携実績	・エシカル消費の認知度及び消費生活に関する意識・行動についてのアンケート調査の実施(令和7年9月～11月) ・消費生活センター実施イベント(トライフープ岡山「岡山市民デー」)における啓発活動(令和7年12月) ・消費者被害防止啓発カレンダー・悪質商法撃退シールの配布による啓発活動(令和7年12月) ・消費生活センター主催講演会等への参加(消費生活サポーター育成講座)(令和7年12月) ・消費生活展の共催(令和8年2月) ・『ピチピチ🍑消費生活だより』の周知(通年)   消費生活展での啓発活動の様子

5 事業者への指導

主な立入調査の件数

(単位:件)

業 務 名	調査事業者数		
	R5	R6	R7
家庭用品品質表示の立入検査			
家庭用品品質表示法 【趣旨】事業者が家庭用品の品質に関する表示を適正に行うように要請することにより、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入の際に不測の損益を被ることからの保護を図る。	2	2	2
消費生活用製品の立入検査			
消費生活用製品安全法 【趣旨】PSCマークの有無等の調査を行うことにより、製品により起こりうる人身事故の発生を未然に防ぎ、消費者の安全と利益の保護を図る。	2	2	2
食品表示(品質表示部分)に関する指示等			
食品表示法 【趣旨】食品の品質表示に関してその適正を確保することにより、一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保の保護を図る。	0	0	0
許可割賦販売業者等に関する立入検査等			
割賦販売法 【趣旨】割賦販売等に係る取引によって、購入者等が受けることのある損害の防止等に必要な措置を講ずることにより、購入者等の利益の保護を図る。	0	0	1
電気用品販売事業者等に対する立入検査等			
電気用品安全法 【趣旨】PSEマークの有無等、特定商品に適正な表示が付されているかどうかについて検査を行うことにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止を図る。	2	2	2
合 計	6	6	7

6 計量検査事務

(1)沿革

昭和 7年 4月	岡山市度量衡取締規則制定、市独自の計量取締をはじめ
昭和31年 3月	特定市に指定される
昭和37年12月	商工課計量係新設
昭和41年11月	商工課計量検査所を置く
昭和54年 8月	商工振興課計量検査所となる
昭和59年 4月	機構改革により、民生局市民生活部消費生活課計量検査所となる
平成 6年 4月	機構改革により、総務局生活文化部生活文化課計量検査所となる
平成 9年 4月	機構改革により、総務局市民生活部市民生活課計量検査所となる
平成11年 5月	機構改革により、総務局市民生活部生活・交通安全課計量検査所となる
平成13年 4月	機構改革により、市民局市民協働部生活安全課計量検査所となる
平成18年 4月	機構改革により、市民局生活安全課計量検査所となる
平成21年 4月	機構改革により、市民局生活安全課消費生活センターとなる 社団法人岡山県計量協会を指定定期検査機関に指定
平成24年 4月	一般社団法人岡山県計量協会を指定定期検査機関に指定の更新
平成27年 4月	機構改革により、市民生活局生活安全課消費生活センターとなる 一般社団法人岡山県計量協会を指定定期検査機関に指定の更新
平成30年 4月	機構改革により、市民生活局市民生活部生活安全課消費生活センターとなる 一般社団法人岡山県計量協会を指定定期検査機関に指定の更新
令和 3年 4月	一般社団法人岡山県計量協会を指定定期検査機関に指定の更新
令和 6年 4月	一般社団法人岡山県計量協会を指定定期検査機関に指定の更新
令和 7年 4月	機構改革により、市民協働局市民生活部生活安全課消費生活センターとなる

(2)特定計量器定期検査事業

趣旨等	計量法第19条の規定に基づき、取引・証明に使用されている計量器の精度等を2年に1回、定期検査を実施している。 ※岡山市における当該定期検査業務は指定定期検査機関(一般社団法人 岡山県計量協会)に業務委託している。
-----	---

●事前調査

受検漏れのないよう新規対象事業者把握等に努め、検査の徹底

●公示と周知

定期検査実施1か月前までに実施の区域・対象となる特定計量器、期日、場所、指定定期検査機関の名称を公示▶市広報紙“市民のひろばおかやま”に掲載▶市HPに掲載

●その他

市域を二分し、隔年で検査を実施(令和7年度は主に市中心部※1で検査を実施)

*奇数年度は市中心部※1、偶数年度は市周辺部※2を対象に検査を実施

※1 光南台、操南、東山、富山、操山、岡北、京山、岡山中央、竜操、高島、福南、福浜、芳泉、芳田
御南、桑田、石井、岡輝(中学校区)

※2 西大寺、旭東、上南、山南、瀬戸、上道、妹尾、興除、藤田、吉備、灘崎、福田、香和、中山
高松、足守、御津、建部(中学校区)

ア 機種別実績

種 類		型式能力	検査器数(器)	不合格数(器)	不合格率(%)
は か り	電気式はかり	100kg以下	1,342	14	1.0%
		250kg以下	550	2	0.4%
		500kg以下	19	0	0.0%
		1t以下	1	0	0.0%
		2t以下	40	0	0.0%
	高精度電気式はかり (1/10,000未満)	100kg以下	178	0	0.0%
	手動天びん	100kg以下	0	0	0.0%
	等比皿手動はかり	100kg以下	2	0	0.0%
	棒はかり	-	0	0	0.0%
	その他の 手動はかり	100kg以下	31	0	0.0%
		250kg以下	7	0	0.0%
		500kg以下	4	0	0.0%
		1t以下	6	0	0.0%
		2t以下	1	0	0.0%
	ばね式 指示はかり	直線指示	4	0	0.0%
		100kg以下	566	1	0.2%
		250kg以下	4	0	0.0%
		500kg以下	1	0	0.0%
	手動指示併用はかり	100kg以下	18	0	0.0%
	その他の指示はかり	100kg以下	1	0	0.0%
250kg以下		1	0	0.0%	
はかり小計			2,776	17	0.6%
お分 も銅 り・	分銅		83	0	0.0%
	おもり		261	0	0.0%
	分銅・おもり小計		344	0	0.0%
合計			3,120	17	0.5%

イ 受検方法別実績（分銅・おもりを除く）

	検査日数(日)	検査戸数(戸)	検査器数(器)	不合格数(器)
集合検査	38	375	837	5
所在場所検査	31	111	1,080	6
巡回検査	69	459	1,018	4
持込検査	28	34	95	2
農家検査	12	34	90	0
合 計	(延べ) 178	1,013	3,120	17

ウ 検査実績の推移

		R3	R4	R5	R6	R7
検査日数(日)		179	177	194	172	178
検査戸数(戸)		1,082	747	1,055	737	1,013
機 種 別 検 査 器 数	電気式はかり	1,913	1,316	1,950	1,349	1,968
	高精度 電気式はかり	161	104	161	114	178
	手動天びん				1	0
	等比皿 手動はかり	7	2	4	1	2
	棒はかり	1	0	0	0	0
	その他の 手動はかり	59	122	60	118	49
	ばね式 指示はかり	753	790	671	746	576
	手動指示併用 はかり	32	16	27	12	18
	その他の 指示はかり	1	1	0	1	2
	はかり小計	2,927	2,351	2,873	2,342	2,793
	分銅・おもり	538	737	417	675	344
合計		3,465	3,088	3,290	3,017	3,137

(参考)定期検査に代わる計量士による検査

①検査実績

代検査届出計量士	検査戸数	検査器数	不合格数	不合格率
35(14)人	109戸	555器	0器	0.00%

※()内の人数は、R7年度中に代検査を実施した旨届出のあった計量士の人数。

②機種別内訳

種 類	能 力	検査器数	不合格
電気式はかり	100kg以下	399	0
	250kg以下	13	0
	500kg以下	13	0
	1t以下	12	0
	2t以下	44	0
	5t以下	3	0
	10t以下	3	0
	20t以下	3	0
	30t以下	8	0
	40t以下	30	0
	50t以上	7	0
手動式はかり	100kg以下	0	0
	250kg以下	0	0
	500kg以下	0	0
	1t以下	0	0
	2t以下	0	0
	5t以下	0	0
ばね式指示はかり	100kg以下	20	0
	250kg以下	0	0
	500kg以下	0	0
	1t以下	0	0
	2t以下	0	0
	5t以下	0	0
その他の指示はかり	100kg以下	0	0
	250kg以下	0	0
	2t以下	0	0
	20t以下	0	0
音叉振動式はかり	2t以下	0	0
	5t以下	0	0
	30t以下	0	0
	40t以下	0	0
おもり		0	0
はかり 計	2t以下	501	0
	2t超	54	0
おもり 計		0	0
総 合 計	計	555	0

(参考)適正計量管理事業所

岡山県知事指定(事業所数 8事業所(郵政関係・LPガス協会関係を除く))

(3)立入検査事業

ア 商品量目立入検査

趣旨等	計量法第12条に基づき、特定商品の特定物象量を法定計量単位により販売する場合、表示量と実質量の差が政令で定める誤差(以下量目公差)内である必要があると定められている。 岡山市では例年、中元期(6～8月)と年末年始期(10～12月)にスーパー等に立ち入り、特定商品が量目公差内で販売されているかどうかの商品量目立入検査を行っている。
-----	--

●検査成績

検査店舗:16戸(適正:12 不適正:4)

検査個数:561個(過量:2 適正:530 量目不足:29)

●部門別検査実績

		検査個数	超過個数	正量個数	不足個数
食肉類	食肉	128	0(0.0%)	124(96.9%)	4(3.1%)
	食肉の加工品	—	—	—	—
魚介類	魚介類	132	2(1.5%)	129(97.7%)	1(0.8%)
	魚介類の加工品	12	0(0.0%)	12(100%)	0(0.0%)
海藻及びその加工品		4	0(0.0%)	4(100%)	0(0.0%)
野菜	野菜	136	0(0.0%)	118(86.8%)	18(13.2%)
	野菜の加工品	—	—	—	—
農産物の漬物		—	—	—	—
果実	果実	24	0(0.0%)	23(95.8%)	1(4.2%)
	果実の加工品	—	—	—	—
調理食品	調理食品	—	—	—	—
	つくだに	—	—	—	—
	その他の調理食品	125	0(0.0%)	120(96.0%)	5(4.0%)
茶類		—	—	—	—
菓子類		—	—	—	—
精米及び精麦		—	—	—	—
穀類(豆類及び粉類)		—	—	—	—
穀類(豆類及び粉類)の加工品		—	—	—	—
めん類		—	—	—	—
調味料類		—	—	—	—
その他 特定商品	食品	—	—	—	—
	非食品	—	—	—	—
非特定商品		—	—	—	—
合計		561	2(0.3%)	530(94.5%)	29(5.2%)

イ 計量器の立入検査

趣旨等	公正で安全な取引を担保するために事業所等に立ち入り、有効期間や封印等の確認を行うことで、適正な計量の実施の確保を図る。
-----	---

(令和7年度実績)

① 燃料油メーター

	立入戸数	不良戸数	検査器数	不正器数			処置件数	検査日数	備考
				有効期間	器差	その他			
計量器検査 (外観検査)	0	0	0	0	0	0	0	0	
台帳検査	0	0	0	0	0	0	0	0	

② 質量計

	立入戸数	不良戸数	検査器数	不正器数			処置件数	検査日数	備考
				定期検査	器差	その他			
計量器検査 (外観検査)	16	0	54	0	0	0	0	6	
台帳検査	0	0	0	0	0	0	0	0	

③ ガスメーター

	立入戸数	不良戸数	検査器数	不正器数			処置件数	検査日数	備考
				有効期間	器差	その他			
計量器検査 (外観検査)	0	0	0	0	0	0	0	0	
台帳検査	0	0	0	0	0	0	0	0	

④ 電気メーター

	立入戸数	不良戸数	検査器数	不正器数			処置件数	検査日数	備考
				有効期間	器差	その他			
計量器検査 (外観検査)	1	1	2	2	0	0	0	1	
台帳検査	0	0	0	0	0	0	0	0	

⑤ 水道メーター

	立入戸数	不良戸数	検査器数	不正器数			処置件数	検査日数	備考
				有効期間	器差	その他 証印無			
計量器検査 (外観検査)	1	0	2	0	0	0	0	1	
台帳検査	0	0	0	0	0	0	0	0	

(4)試買検査

●商品量目試買検査

趣旨等	密封商品について試買検査を行うことで、当該特定商品を購入する者の利益の保護を図る。
-----	---

ア 検査成績

検査個数:988個(過量:0 適正:988 量目不足:0)

検査商品数:17種類

イ 部門別検査実績

		検査個数	超過個数	正量個数	不足個数
食肉類	食肉	—	—	—	—
	食肉の加工品	—	—	—	—
魚介類	魚介類	—	—	—	—
	魚介類の加工品	—	—	—	—
野菜	野菜	—	—	—	—
	野菜の加工品	—	—	—	—
農産物の漬物		—	—	—	—
果実	果実	—	—	—	—
	果実の加工品	—	—	—	—
調理食品	調理食品	—	—	—	—
	つくだに	—	—	—	—
	その他の調理食品	—	—	—	—
茶類		—	—	—	—
菓子類		988	0(0.0%)	988(100%)	0(0.0%)
精米及び精麦		—	—	—	—
穀類(豆類及び粉類)		—	—	—	—
穀類(豆類及び粉類)の加工品		—	—	—	—
めん類		—	—	—	—
調味料類		—	—	—	—
その他 特定商品	食品	—	—	—	—
	非食品	—	—	—	—
非特定商品		—	—	—	—
合計		988	0(0.0%)	988(100%)	0(0.0%)

(5)計量思想の普及啓発

ア 計量記念日事業

趣旨等

11月の「計量強調月間」に合わせて、計量制度の理解と計量意識の向上に向けた啓発パネル展を実施した。また、地元スポーツクラブホームゲームの岡山市民デーに訪れた市民等を対象に啓発を行った。

●計量啓発パネル展

①実施日時 令和7年11月4日(火) 9:20~16:00

②実施場所 市役所本庁舎1階 市民ホール

③啓発方法

・パネル展示コーナー

はかりの正しい使い方や検査済証を紹介するパネルを展示

・はかり展示コーナー

電気メーター・ガスメーターの実機の展示

・啓発資料の配布

はかりの正しい使い方等を紹介するチラシと啓発品の配布



●令和7年度トライフープ岡山「岡山市民デー」

①実施日時 令和7年12月7日(日) 11:30~14:05

②実施場所 シグトーアリーナ岡山 屋内入口付近

③啓発方法

・参加体験型コーナー

「すくってはかって何グラム!？」

111gになるようにスーパーボールをとってもらい、どのくらいの誤差が出るかを実際にはかってみる

・パネル展示コーナー

はかりの正しい使い方や検査済証を紹介するパネルを展示

・啓発資料の配布

はかりの正しい使い方等を紹介するチラシと啓発品の配布



イ 小学生向け計量講座

趣旨等

小学生を対象として、日常生活に密接に関わる「はかること」に興味、関心を持ってもらえるよう、楽しみながら学ぶことができる講座を市内小学校図書館や公民館などで実施。

●実施実績(夏休みはかること教室)

対象	実施数	受講者数
小学校	4校	75名
公民館	1館	20名



令和8年度
岡山市の消費者行政概要
(令和7年度の実施結果)

岡山市消費生活センター

電話 086-803-1105 FAX 086-803-1724